

○芽室町総合保健医療福祉協議会条例

平成21年3月30日条例第19号

改正

令和2年12月1日条例第35号

芽室町総合保健医療福祉協議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、芽室町総合保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 芽室町総合保健医療福祉計画に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) 総合的な保健・医療・福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉、介護及び教育関係者
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 町民
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 協議会は、特別の事項を調査・協議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査・協議に参与し、当該調査・協議が終了するまでの間任する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

(部会の設置)

第8条 協議会に保健、医療、福祉等に関する各個別計画の策定、見直しのため、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(茅室町介護保険運営等協議会条例の廃止)
- 2 茅室町介護保険運営等協議会条例（平成16年条例第21号）は、廃止する。

附 則（令和2年12月1日条例第35号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○芽室町総合保健医療福祉協議会条例施行規則

平成21年12月29日規則第38号

改正

平成25年9月9日規則第36号

平成28年2月29日規則第13号

平成28年3月22日規則第15号

芽室町総合保健医療福祉協議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、芽室町総合保健医療福祉協議会条例（平成21年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 条例第8条の規定に基づき、芽室町総合保健医療福祉協議会に次の部会を置く。

- (1) 高齢者・介護部会
- (2) 保健・医療部会
- (3) 地域福祉部会
- (4) 障害者部会
- (5) 子育て部会

(所掌事項)

第3条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者・介護部会
 - ア 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
 - イ アの計画の推進に関すること。
 - ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型サービスに関すること。
 - エ 芽室町地域包括支援センター規則（平成19年規則第4号）に基づく地域包括支援センターに関すること。
 - オ 認知症初期集中支援チーム検討委員会に関すること。
 - カ その他部会の運営に必要な事項
- (2) 保健・医療部会
 - ア 健康づくり計画の策定に関すること。
 - イ アの計画の推進に関すること。

ウ その他部会の運営に必要な事項

(3) 地域福祉部会

ア 地域福祉計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

ウ その他部会の運営に必要な事項

(4) 障害者部会

ア 障がい者福祉計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

ウ その他部会の運営に必要な事項

(5) 子育て部会

ア 発達支援計画、子ども・子育て支援事業計画、放課後子どもプラン及び保育基本計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

ウ その他部会の運営に必要な事項

(組織)

第4条 部会は、条例第3条に規定する委員及び条例第5条に規定する特別委員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に関係する者の出席を求めることができる。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

(会議)

第5条 部会は、必要な都度部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、部会を所掌する課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月9日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月29日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。